

【新居浜市子ども・子育て支援事業計画体系図(案)】

基本理念	基本方針	基本施策(次世代育成支援行動計画継続分)	新規施策(案)
子どもがまんなか 家庭と地域を笑顔でつなぎ みんなが育つあかがねのまち	<p>【基本方針1】</p> <p>子育ての喜びを共感するまちづくり 《キーワード：共感》</p> <p>〈キーフレーズ〉</p> <p>>子育ての原点は家庭にあり</p> <p>>子育ての喜びや楽しみを知る・伝える</p>	<p>①子育て情報の収集・発信</p> <p>①子育て支援に関する情報の提供 ②子育て支援に関する窓口の一元化 ③両親学級・育児学級の開催 ④妊婦・乳幼児期における食育の情報提供</p> <p>②妊娠・出産期家庭への切れ目のない支援</p> <p>①母子健康手帳の交付 ②乳児家庭全戸訪問事業の実施</p> <p>③子育て家庭と地域とのつながりづくり</p> <p>①子育てサロン事業の実施 ②地域ボランティアによる見守り活動の推進 ③子育てに関するNPO等各種市民活動団体への支援</p>	<p>(1) 子育て支援相談体制の充実 (利用者支援事業の推進)</p> <p>[目的] 身近な場所で気軽に相談や情報収集ができる環境整備を図るため。 [内容] 子育て家庭に必要な情報提供・相談・助言等を行ったり、関係機関との連絡調整機能を強化するとともに、専門職の配置やキーパーソンとなる子育て相談員の人材育成などに力を入れる。</p> <p>(1) 子育てネットワーク事業の実施</p> <p>[目的] 子育てしやすい地域づくりを推進する。 [内容] 生後3～5か月頃の家庭に対して、主任児童委員が見守り訪問等による支援活動を行う。</p> <p>(2) エンゼルヘルパー事業の推進</p> <p>[目的] 妊娠・出産期における生活をサポートするため。 [内容] 妊娠・出産期の家庭に対して、必要に応じてヘルパーを派遣する。</p> <p>(3) 校区別子ども・子育て会議の設置</p> <p>[目的] 地域と子育て家庭とを結び付けるための組織化を図るため。 [内容] 各校区内における子育て支援の推進母体としての役割と機能を持たせる(子育てに関わる関係者で組織を構成する)。</p>
	<p>【基本方針2】</p> <p>安心して子育てできるまちづくり 《キーワード：安心》</p> <p>〈キーフレーズ〉</p> <p>>子ども・子育て支援の量的拡大と質的改善</p> <p>>仕事と子育ての両立支援</p>	<p>①家庭の実情に応じた教育・保育の確保と提供</p> <p>①教育・保育の量的確保と質的向上 ②預かり保育・延長保育事業の実施 ③一時預かり事業の充実 ④休日保育事業の実施</p> <p>②子育てに伴う不安や負担の軽減</p> <p>①家庭児童相談の充実 ②乳幼児相談の充実 ③ほっとコーナーの実施 ④地域子育て支援拠点事業の拡充 ⑤ファミリー・サポート・センター事業の充実 ⑥放課後児童健全育成事業の充実 ⑦子育て短期入所生活援助(ショートステイ)事業の実施 ⑧夜間養護等(トワイライト)事業の実施 ⑨乳幼児健康支援デイサービス事業の充実 ⑩休日夜間急患センターの運営 ⑪在宅当番医制の運営 ⑫障がい児タイムケア事業の実施 ⑬日中短期入所事業の実施 ⑭障がい児家庭への各種手当の支給 ⑮自立支援給付事業の実施 ⑯児童手当の支給 ⑰就学前医療費の助成 ⑱幼稚園就園奨励補助金の給付 ⑲特定不妊治療費の助成</p>	<p>(1) 認定こども園等の整備</p> <p>[目的] 多様な教育・保育施設の確保を図るため。 [内容] 新制度の給付対象施設となる認定こども園及び地域型保育事業の創設に向けた整備を促進する。</p> <p>(2) 地域子育て支援拠点の充実</p> <p>[目的] 子育て家庭のニーズに対応した施設機能の充実・強化を図るため。 [内容] 一時預かり機能を持たせることにより、施設の付加価値を高める。</p> <p>(3) 保育士人材バンクの活用</p> <p>[目的] 保育士不足の解消につなげるとともに、柔軟な保育の提供体制を整備するため。 [内容] 市内の保育士資格を有する人の情報を集め、希望する雇用条件に合った需給調整を行っていく。</p> <p>(1) 保育料等利用者負担の見直し</p> <p>[目的] 特定教育・保育施設に係る保育料等利用者負担の公平性を確保するため。 [内容] 新制度の施行に合わせて、幼稚園・保育園・認定こども園等の保育料設定(延長保育料・一時保育料等を含む)を抜本的に見直し、公平な応能負担の実現を図る。</p> <p>(2) 三世帯同居または家庭内保育世帯に対する支援</p> <p>[目的] 三世帯同居が可能な世帯の促進及び家庭外と家庭内における保育に対する行政支援の不公平の是正を図るため。 [内容] 三世帯同居(近接を含む)及び家庭内保育(0～2歳児を対象)に対して、有効な行政支援策を実施する。</p> <p>(3) ファミリー・サポート・センター事業の充実</p> <p>[目的] 利用者ニーズに対応した柔軟で効果的な事業実施を図るため。 [内容] 利用者の個別ニーズに対応できる体制整備に努める。</p> <p>(4) 放課後児童健全育成事業の充実</p> <p>[目的] 学童期における児童の健全育成の充実を図るため。 [内容] 対象児童を拡大し、量の見込みに対する確保方策を講じるとともに、質的な向上に努める。</p> <p>(5) 乳幼児健康支援サービス事業の拡充</p> <p>[目的] 子育て家庭のニーズに対応した事業の量的確保を図るため。 [内容] 平成29年度までにサービス事業所を1施設増設する。</p>

【新居浜市子ども・子育て支援事業計画体系図(案)】

基本理念	基本方針	基本施策（次世代育成支援行動計画継続分）	新規施策（案）
			<p>(6) 子育て用品リユース・リース事業の推進</p> <p>[目的] 子育て用品のリユース・リース事業を実施することにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため。</p> <p>[内容] 不用になった子育て用品を無償で引き取り、必要とする人に無償で提供する。</p>
		<p>③ひとり親家庭に対する負担の軽減</p> <p>①児童扶養手当の支給</p> <p>②母子家庭医療費の助成</p> <p>③母子寡婦福祉資金の貸付</p> <p>④母子家庭自立支援給付金事業の実施</p> <p>⑤母子及び父子家庭小口資金の貸付</p> <p>⑥母子・父子相談の充実</p>	<p>(1) 子育て支援相談体制の充実（再掲） （利用者支援事業の推進）</p>
		<p>④ワーク・ライフ・バランスの推進</p> <p>①若者の就業意識や子育てに関する意識の啓発</p> <p>②男女が働きやすい環境の実現に向けたセミナーの開催</p> <p>③職業生活・家庭生活相談の充実</p> <p>④ハローワーク・商工会議所・市内企業等との連携</p>	<p>(1) 職場参観・ファミリーデーの設定</p> <p>[目的] 職場と子育て家庭との相互理解により、ワークライフバランスに対する理解を高め、社員満足度及び家庭満足度の向上につなげる。</p> <p>[内容] 子どもの夏休みなどに職場参観日等を設け、配偶者及び子どもに職場の様子を見て、知ってもらう機会を設ける。</p> <p>(2) 子育て応援企業の認定</p> <p>[目的] 仕事と子育ての両立を図るよう、企業の子育て支援策を認定し、安心して子どもを産み育てることができる環境整備を図るため。</p> <p>[内容] 子育て応援を行っている企業に、認定プラス付加価値を付けることによって、企業のイメージアップと雇用促進を図る。</p>
	<p>【基本方針3】</p> <p>子どもの笑顔あふれるまちづくり</p> <p>《キーワード：笑顔》</p> <p>〈キーワード〉</p> <p>➢子どもがまんなか</p> <p>➢子どもの最善の利益の確保</p>	<p>①親と子の健康と福祉の充実</p> <p>①妊婦一般健康診査の実施</p> <p>②乳児家庭全戸訪問事業の実施 [再掲]</p> <p>③乳児一般健康診査の実施</p> <p>④幼児健康診査の実施</p> <p>⑤養育支援訪問事業の実施</p> <p>⑥予防接種の実施</p> <p>⑧食育料理教室の充実</p>	<p>(1) 産科医等確保支援事業の実施</p> <p>[目的] 産科医を確保し、地域で安心して出産ができる環境を整備するため。</p> <p>[内容] 産科医等に分娩手当を支給している医療機関に対して、費用を助成する。</p> <p>(2) 児童虐待の早期発見・予防の充実</p> <p>[目的] 児童虐待の発生を察知し、子どもの最善の利益を確保するため。</p> <p>[内容] 乳児家庭全戸訪問や各種検診等の機会を通じて実態把握に努め、児童虐待の早期発見・予防に向けた取り組みを進める。</p> <p>(3) 食育推進計画に基づく食力の推進</p> <p>[目的] 妊娠前から途切れることなく子どもの成長に応じた食育を推進し、適切な食習慣を確立するとともに、共食や調理体験を通して親子の愛情を育み、絆を深める。</p> <p>[内容] 妊娠中に食生活の相談を行い、乳幼児期には味覚を育て、正しい食習慣が身につくよう、離乳食相談や野菜の栽培や調理等の食育体験の機会をつくる。</p>
		<p>②障がいや発達に課題のある子どもへの支援</p> <p>①発達相談の実施</p> <p>②障がい児保育事業の充実</p> <p>③障がい児通園事業の充実</p> <p>④発達支援の推進</p> <p>⑤特別支援教育の推進</p> <p>⑥障がい児タイムケア事業の実施 [再掲]</p> <p>⑦日中短期入所事業の実施 [再掲]</p> <p>⑧障がい児家庭への各種手当の支給 [再掲]</p> <p>⑨自立支援給付事業の実施 [再掲]</p>	<p>(1) 経過観察児フォローアップ事業の実施</p> <p>[目的] 経過観察を必要とする幼児と保護者の支援を行うため。</p> <p>[内容] 1歳6か月健診等において、言語や精神発達等の面で経過観察を必要とする幼児及び保護者に対して、発達援助の場を設けるとともに、要な指導及び助言を行う。</p> <p>(2) 地域における療育支援体制の整備</p> <p>[目的] 障がい児に対する専門的な療育支援体制の整備を図るため。</p> <p>[内容] 障がい児に対する専門的な療育支援機能を有する施設整備（ハード面）を進めるとともに、発達支援協議会や自立支援協議会など関係団体や関係機関における組織的かつ横断的な連携体制の支援機能の強化（ソフト）を図る。</p>

【新居浜市子ども・子育て支援事業計画体系図(案)】

基本理念	基本方針	基本施策（次世代育成支援行動計画継続分）	新規施策（案）
		⑥幼保小の連携の推進 ①幼保小連携推進協議会の機能強化	(1) 幼保小連携推進モデル事業の実施 [目的] これまでの幼保小連携推進の取り組みの成果を踏まえ、そのノウハウの共有化を図るとともに、一歩進んだ取り組みを広げるため。 [内容] これまで取り組んできた実践事例をまとめ、情報共有するとともに、モデル校区を指定し、新たな取り組みにチャレンジする。 (2) 幼保小の教職員の連携強化 [目的] 幼保小のそれぞれの現場で働く教職員の横の連携を強化し、子どもの健やかな育ちを横断的かつ重層的に支援するため。 [内容] 幼保小における立場の違いだけでなく、各施設間においても連携交流を促進し、認識の違いや課題の共有化と質的向上を図る。 (3) 子どもへの暴力防止プログラム（CAP）活動の推進 [目的] 子どもの人権を尊重する意識の醸成を図るため。 [内容] 年長児・保護者・保育士を対象としたプログラムを実践する。 ※現在小学4年生を対象として、毎年実施している。
	【基本方針4】 子育てによる共育のまちづくり 《キーワード：共育》 〈キーフレーズ〉 > 共に学び、共に育つ > 地域の活性化	①家庭における子育て力の向上 ①出前講座（生涯学習まちづくり市民講座）の実施 ②生涯学習大学（児童・親子対象講座）の実施 ③女性総合センターにおける子育て講座の実施 ④公民館における家庭教育講座の実施 ⑤男性参画による子育てサポートの推進 ⑥ブックスタート事業の実施 ②地域における子育て力の再生 ①要保護児童対策地域協議会の充実 ②子ども会等地域活動の充実 ③保育所地域活動事業の充実	(1) 子育て事例集(カドブック)の作成 [目的] 早い段階で子育てに対する心構えと知識を身に付けるため。 [内容] 地域の子育て経験者の声などをまとめた小冊子を作成・配布する。 (2) イクメンのすすめ [目的] 父親に育児のノウハウを伝えることにより、子育て家庭における育児の負担軽減を図るため。 [内容] 父親を対象とした、離乳食講座・料理教室・遊びの達人などの講座を開催するとともに、イクメン手帳を作成・公布する。 (3) イクジイ・イクバア孫育て教室の開催 [目的] 子育て経験者と子育て世代との意識差を埋めるため。 [内容] 現代の子育てにおけるポイントを理解し、協力者になってもらう。 (1) 地域子育て支え合い推進事業の推進 [目的] 地域住民が子育てについて考えるきっかけをつくり、子どもたちの笑顔とやる気を引き出すきっかけをつくるため。 (自己肯定感を育む・将来世代を担う人材を育成するなど) [内容] 乳幼児期における保護者の子育てに対する理解と関わり方が重要との共通認識のもと、ゲーム教材（例：人生すごろくなど）を活用し、保護者と地域住民とが楽しくふれあう場を設ける。 (2) 地域子育て人材バンクの活用 [目的] 地域の中で子育てに関わる人材の掘り起こしと活用を図るため。 [内容] 子育ての経験・知識・技能等を持っている地域の人材（協力者）を確保・登録し、子育て家庭の支援につなげる。

【新居浜市子ども・子育て支援事業計画体系図(案)】

基本理念	基本方針	基本施策（次世代育成支援行動計画継続分）	新規施策（案）
		<p>④地域における子どもの健全な発達のための良質な環境整備</p> <p>①児童センター・児童館の活用</p> <p>②教育・保育施設等の活用</p> <p>③放課後子ども教室の実施</p>	<p>(1) 保育園の地域開放（保育園へ行くこうデーの設定など）</p> <p>[目的] 保育園が地域における子育て支援拠点（赤ちゃん休憩所を含む）であることの普及を図り、地域内での交流・連携を促進するため。</p> <p>[内容] 子育て家庭における子育ての不安や負担感を軽減するため、気軽に保育園に来てもらうとともに、育児相談などを実施する。</p> <p>(2) 子育て支援イベントの開催</p> <p>[目的] 市内における子育て支援の広報啓発を行い、子育て家庭と各施設等の交流を図るため。</p> <p>[内容] 子育てに関わる講演、各団体行う事業のPRや子どもへの遊びを提供したり、保護者向けの子育て情報を提供する。</p>